

防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院臨地実習に関する規則を次のように定める。

平成21年1月22日

防衛医科大学校病院長 望 月 英 隆

防衛医科大学校病院臨地実習要領

改正 平成23年12月27日規則第7号
平成24年4月6日規則第3号
平成29年3月30日規則第1号
令和3年3月31日規則第4号
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

- 1 この要領は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における医療に従事する者（医師及び歯科医師は除く。）の養成に必要な臨地実習（以下「実習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 2 この要領は、病院実習の委託者が国の機関若しくは、病院実習を受ける者（以下「実習生」という。）の身分が国家（又は地方）公務員ではない場合に限り適用する。
- 3 委託者又は実習生が国の機関若しくは身分が国家（又は地方）公務員の場合は別に定める。

(実習の受託)

- 4 病院は、委託を受けた実習のうち自衛隊法第100条の2（以下「隊法」という。）に該当しないもので、地域医療への貢献又は広報的見知等により特に必要と認めるときは、任務遂行に支障を生じない限度において、隊法に準じて受託するものとする。

(実習の中断又は中止)

- 5 実習期間中に実習生として相応しくない行為があったときは、実習を中断又は中止することができる。

(担任)

- 6 実習指導責任者は、病院長が指名するものとし、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 実習受託の検討及び病院長に対する意見具申
 - (2) 実習計画及び実施の全般に関する事項
 - (3) 実習の中断及び中止に関する事項
 - (4) 実習指導及び患者に対する実習内容の説明に関する事項
 - (5) 実習生の受け入れに関する事項
 - (6) その他病院長から指示された事項
- 7 事務担当責任者は、病院運営課長とし、事務手続き等を行うものとする。
(実習の期間)
- 8 実習の期間は、委託者と協議のうえ決定するものとする。
(実習生の人員)
- 9 診療科部、中央診療施設として置かれる部及び室においては、実習期間に受け入れる実習生の人員は、原則として5名以内とする。
- 10 実習生の指導等を目的に委託者から派遣された者は、前項の人員に含まないものとする。
(実習経費)
- 11 病院は、必要に応じ委託者等に対し実習に伴う管理経費の請求を行うものとし、徴収を行った場合は、国庫に納めるものとする。
(管理事項)
- 12 上記実習要領のほか実習に関して必要な管理事項は、委託者との間で締結する協定書（別記様式を基準）に定めるもののほか、病院長が定める。

附 則

この規則は、平成21年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式

防衛医科大学校病院臨地実習に関する協定書

防衛医科大学校病院長（以下「甲」という。）と〇〇長（以下「乙」という。）は、以下の条項により防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における乙の指名する医療に従事する者の養成に必要な臨地実習（以下「実習」という。）に関する協定を締結する。

（実習）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し以下のとおり実施する。

（1）実習の申請及び承認

乙は、甲に対して事前に実習に関わる事項について記載された依頼書を提出するものとする。

甲は、病院業務に支障がなく実習を適当と認めた場合、乙に対して承認書により通知するものとする。

（2）実習計画等

乙は、承認書を受領後、甲に対し実習生名簿、実習計画及び指導内容等を事前に提出し、協議するものとする。

（3）実習指導責任者

実習は、甲が指名した実習指導責任者の責任の下に行うものとする。

（実習期間）

第2条 この協定の期間は以下のとおりとする。

令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで

（実習の中断又は中止）

第3条 甲は、実習期間中に実習生として相応しくない行為があったときは、実習を中断又は中止することができる。

（病院設備の使用）

第4条 実習指導責任者は、実習期間中の病院施設の使用に関して病院諸規則等を実習生に遵守させるため必要な指示を行うとともに、実習生はその指示に従うものとする。

（実習経費等）

第5条 実習の実施に際し、指導に関わる経費は徴収しないものとする。

第6条 実習生が、実習期間中に使用する消耗品等は乙が準備するものとする。

第7条 その他実習生の管理に関わる経費については、甲の請求に基づき乙又は実習生が支払うものとする。

（実習生の災害補償）

第8条 実習生が実習により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の災害補償において処理するものとする。

第9条 実習生が、自習期間中に自習を行う事を目的に自宅等から病院までの

移動の間も実習中とみなす。

(損害賠償)

第10条 乙は、実習生が実習中に故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、その損害が甲の責めによる場合は、その限りではない。

第11条 乙は、実習生が故意又は過失により病院の施設及び器物等を損傷させた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、その損害が甲の責めによる場合は、その限りではない。

(秘密の保持)

第12条 甲、乙及び実習生は、本協定の履行にあたり知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(連携)

第13条 上記に掲げるほか、実習に起因する不測の事案に対しては、甲及び乙が相互に連携を図り対処するものとする。

(協議)

第14条 本協議書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ各々1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 埼玉県所沢市並木3丁目2番地
防衛医科大学学校病院
病院長 〇〇〇〇

乙 埼玉県〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇学校
学校長 〇〇〇〇